

※あくまで例示であり、利用者の身体状況や生活実態等に即した支援において、判断しづらい場合はお問合せください

サービス内容		詳細	サービス種別								
			居宅介護				移動支援		重訪		
			身体介護	家事援助	通院		介護あり	介護なし			
介護あり	介護なし										
1	排泄介助	トイレ利用の介助	排尿・排便後の後始末、衣類の着脱など、身体に触れる援助を要する場合	○		☆		☆		○	
2		失禁の後始末	更衣、臀部・陰部の清潔、床便器の簡易的な掃除を含む	○		☆		☆		○	
3		ポータブルトイレの利用	移乗、衣服の着脱、排尿・排便後の後始末などの援助を要する場合	○						○	
4		おむつ交換		○		☆		☆		○	
5	食事介助		おかずをきざむ、つぶす、対象者の口に運ぶなどの援助を要する場合	○		☆		☆		○	
6	買物	ヘルパーが単独で行う			○					○	
7		対象者と同行して行う						○	○	○	
8	調理	ヘルパー単独で食事を作る場合			○					○	
9		常に注意を払いながら事故が無いよう、安全確保のため手助けを行う等、危険時の援助を要する調理		○						○	
11		対象者の自立支援のため、調理を分担して行う場合			○					○	
12		嚥下困難者のための流動食等の調理など、「特段の専門的配慮」をもって行う調理		○						○	
13	配膳・下膳			○						○	
14	清拭・入浴・身体整容	清拭		○						○	
15		足浴・手浴		○						○	
16		洗髪		○						○	
17		入浴の介助		○						○	
18		洗面		○						○	
19		更衣		衣類の着脱に身体に触れる援助を要する場合	○		☆		※1		○
20				更衣において、必要に応じて行う介助(転倒防止の声かけ、気分の確認を含む)	○		☆		※1	※1	○
21	着替えの準備のみ				○		☆		※1	○	
22	体位変換			○		☆		☆		○	
23	移乗		転倒防止のため側につき、事故がないよう、危険時に援助ができるようにする	○		☆		☆		○	
24	移動(居宅内)	手を引いたり、車いすを押すなどの援助を要する場合		○						○	
25		転倒しないように側について歩く(危険時にとっさの援助ができるように備え、事故を防ぐ支援である)		○						○	
26	起床・就寝介助	起床		○						○	
27		就寝		○						○	
28		布団の上げ下ろしのみ			○					○	
29	掃除	清掃・ゴミ出し			○					○	
30	洗濯		洗濯・乾燥・取り入れと収納・アイロンがけ		○					○	

サービス内容	詳細	サービス種別						重訪		
		居宅介護				移動支援				
		身体介護	家事援助	通院		介護あり	介護なし			
31	ベッドメイク	ヘルパーが単独で行う場合		○					○	
32	衣類整理・被服補修			○					○	
33	服薬	病院にヘルパーが薬を取りに行く		○					○	
34		服薬援助	水、薬の準備、確実に内服したかどうか口の中を見るなどの援助が必要な場合	○	※2				○	
35			服薬の援助は必要ないが、内服したかどうか声かけの確認のみ		○				○	
36	通院	通院等介助/身体介護ありの要件に該当する場合			○		※3		○	
37		通院等介助/身体介護ありの要件に該当しない場合				○		※3		
38		通院等介助/身体介護ありの要件に該当しない場合等、声かけや、危険時にとっさの援助ができるように備え、事故を防ぐ支援						※3		
39	通院に際して行われる、排泄介助、食事介助(※4)、更衣、移乗については、通院等介助・移動支援として算定可能(前頁の各項☆が該当)									
40	育児	沐浴		○					○	
41		授乳		○					○	
42		離乳食作り	ヘルパー単独で行う		○				○	
43			対象者に助言指導を行いながら、一緒に行う場合	○					○	
44		子どもに離乳食を食べさせる			○				○	
45		保育園・学校への連絡の援助	連絡帳の代読、理解の援助、代筆		○				○	
46		子どもの通院時の付添い	ヘルパーが単独で行う		○			※5	※5	○
47		子どもの保育園・幼稚園の付添い	ヘルパーが単独で行う		○			※5	※5	○
48	子どもの衣類の洗濯			○					○	
49	見守り	日中の見守り	・四肢麻痺等で排泄に時間がかかる場合等 ・四肢麻痺等で体位交換での緊張が落ち着くまで時間がかかる場合等 ・気管切開で、ひんぱんな痰の吸引の必要があり、人工呼吸器の管理等、目が離せないような、重篤な医療的ケアが必要な場合等、特に必要が認められる場合						○	
50		夜間の見守り	気管切開で、ひんぱんな痰の吸引の必要があり、人工呼吸器の管理等、目が離せないような、重篤な医療的ケアが必要な場合等、特に必要が認められる場合						○	

※1……移動支援事業ガイドラインQ&A26参照。

※2……服薬管理は医行為にあたり不可であることに注意。薬の仕分け等が本人では難しい場合、薬局に一包化を依頼してください。

※3……介護給付が支給されていない方、または支給決定されるまでの間で、通院を必要とされる方について、移動支援が利用できます。また、風邪等の突発的な通院にも利用できる場合があります。移動支援ガイドラインのQ&A24参照。(通院等介助/身体介護ありの支給要件は、区分2以上かつ認定調査項目のうち歩行=「できない」/移乗、移動、排便、排尿=「見守り」か「一部または全介助」の状態が1つでも認定されていること)

※4……通院に際しての食事介助は、移動支援事業ガイドラインQ&A24-2を参照。(通院等介助の算定においても同様です。)

※5……精神障害者の移動支援においては、状況により利用者(障害者である親)と同行することを認める場合があります。事前に精神保健係にお問い合わせください。

※知的障害者の家事援助については、原則単身生活者のみ支給対象としている。

★居宅介護として認められるサービス提供内容については、通院等介助として認められる範囲外の移動介助や見守りの援助を除き、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)と同様です。

なお「適切な訪問介護サービス等の提供について」(平成21年7月24日 厚生労働省老健局振興課事務連絡)も参照。